

青 畜 第 3 6 4 号
令和 5 年 8 月 3 1 日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

フランスにおける高病原性鳥インフルエンザワクチン接種の開始
に伴う生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

このことについて、令和5年8月29日付け5消安第3156号で農林水産省消費・
安全局動物衛生課長から通知がありましたので、お知らせします。

記

<通知の内容>

フランス当局から、本年10月1日から飼養あひるを対象とした高病原性鳥インフル
エンザワクチン（以下「HPAI ワクチン」という。）接種を開始するとの連絡があ
った。

現行のHPAI ワクチンは感染を完全に防ぐことはできず、清浄性が確認できないこ
とから、我が国はワクチン接種国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を認めてお
らず、フランスと合意している家畜衛生条件においても、その旨規定しているところ
です。

このため、フランスにおいてHPAI ワクチン接種が開始された場合、フランスと合
意している家畜衛生条件に基づき、フランス全土から日本向けに輸出される生きた家
きん、家きん肉等について、輸入停止措置を講じる。

担当：畜産課 衛生・安全G 林
TEL 017-734-9498
017-722-1111 (内線4819)
FAX 017-734-8144

